

津別町職員(社会人枠、図書館司書、林業技術職)募集

- 1 社会人枠** 募集人員 2名
応募資格 次の要件をいずれも満たす方
①学校教育法による高等学校以上を卒業した方で昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方
②民間企業等での経験年数が5年以上の方(民間企業等での経験年数は、正規社員として勤務した期間とし、アルバイト・派遣社員等の期間は含みません)
- 2 林業技術職** 募集人員 1名
応募資格 次の要件のいずれかに該当する方で、概ね35歳までの方
①学校教育法による4年制大学卒業又は令和2年3月までに卒業見込みの方で、森林学科若しくはこれに相当する課程を履修した方
②学校教育法による4年制大学を卒業した方で、林務に関する実務経験が3年以上の方
③森林学科もしくはこれに相当する課程を短期大学、専門学校、林業大学校等で履修し卒業した方で、林務に関する実務経験が4年以上の方
④学校教育法による高等学校の森林科学科を卒業した方で、林務に関する実務経験が5年以上の方
⑤学校教育法による高等学校の普通科を卒業した方で、
- 3 図書館司書**(経験者) 募集人員 1名
応募資格 昭和49年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、図書館法第5条に規定する司書資格を有し、行政機関や民間企業等での司書業務の実務経験を5年以上有する方
- 4 採用予定年月日** 令和2年4月1日
- 5 試験内容等**
・期日 令和元年12月21日(土)
・場所 津別町役場林業研修会館(役場庁舎裏)
・内容 作文筆記、個人面接
- 6 応募・照会先**
〒092-0292 網走郡津別町字幸町41番地
津別町役場総務課庶務係 ☎76-2151
※12月13日(金)17時15分必着
※申し込み方法等の詳細については、町のホームページをご覧ください。
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>

津別町 人づくり・まちづくり活動支援事業募集のお知らせ

- 令和元年度 第3回
- 町では、産業、福祉、芸術文化、スポーツ、コミュニティ活動など様々な分野で地域の活性化を図ることを目的に、まちづくりのリーダー育成及び町民の自主的なまちづくり活動を支援する「人づくり・まちづくり活動支援事業」を行っています。採択された事業には、補助金を交付しています。ご希望の方・団体は、下記の要領でお申し込みください。
- 募集期間** 令和元年11月1日(金)～11月29日(金)
- 応募書類** 町ホームページからダウンロード、または役場住民企画課企画係にお申し出ください。
町ホームページアドレス <https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>
※トップページ・くらしの情報→手続き→津別町人づくり・まちづくり活動支援事業
- 審査会** 12月を予定(申請者と審査委員によるプレゼンテーション形式)
- 対象事業** 人づくり活動支援事業…町民が国内外で研修する事業
まちづくり活動支援事業…町内の団体が新規又は既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動を行う事業 ※過去に申請した団体でも別事業での申請が可能になりました。
- 補助額** 人づくり活動支援事業…補助対象経費の1/2以内(限度額 国内8万円 海外20万円)
まちづくり活動支援事業…補助対象経費の総額以内(限度額 100万円 下限額 5万円)
※補助対象外経費でも、審査委員会で認められたものについては対象経費となります。
- 事業の採択** 審査会の結果、事業の採択を決定します(採択の有無は後日文書にて通知します)。
- 《今年度採択された事業(9月末現在)》 人づくり事業：国際木工・林業機械見本市の視察/まちづくり事業：映像で食・ひと・ことプロデュース発信事業、活潑地区納涼盆踊り大会、障がい児の青年期の自分らしいくらし方を考察し障がい者支援を充実する事業
- 申請及び問い合わせ先** 住民企画課 企画係 ☎76-2151(内線216)

津別町農業委員会委員を募集します

平成27年9月4日に「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員の選出方法が、公職選挙法に基づく選挙制度及び選任制の併用から町長が議会の同意を得て任命する方法に変更されました。

農業委員の任命については、あらかじめ地域の農業者や農業団体等から推薦していただくと同時に、農業者にこだわらず広く一般に公募することとなり、その結果により町長が任命します。

現在の津別町農業委員会委員の任期は、令和2年4月14日で満了しますので、新たな委員を任命することになります。

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び農業委員会に所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方の推薦及び応募を行います。

具体的な業務と募集方法につきましては、次のとおりです。

- 1 農業委員の業務**
(1) 農地法等の権限事務について審査及び決定を行います。
農業委員会総会、研修会等へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行います。
(2) 農地等の利用最適化の推進を実施します(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)。
(3) 法人化その他の農業経営の合理化に関する事務を実施します。
(4) 農業一般に関する調査及び情報提供の事務を実施します。
(5) 農地利用最適化推進委員の業務を兼務します(担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動)。
- 2 推薦及び応募について**
(1) 地区・全域からの推薦
農業者等3名以上が連名し、代表者が文書をもって推薦します。
(2) 団体からの推薦
農業者の組織する団体等の代表者が文書をもって推薦します。
(3) 一般応募
- 3 推薦・応募の農業委員数(定数)**
11名
- 4 推薦を受ける者及び応募する者の資格**
(1) 津別町に住所を有する者。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではありません。
(2) 津別町の教育委員、固定資産評価審査委員会委員でない者
(3) 津別町の職員でない者
(4) 津別町暴力団排除条例(平成25年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でない者
※次のいずれかに該当する者は応募できません。
・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は受けることがなくなるまでの者
- 5 提出書類**
委員の推薦・募集に応募する方は、次の書類を町長に提出してください。
(1) 推薦の場合
①津別町農業委員会委員候補者推薦届出書(個人用)(別記様式第1号)
②津別町農業委員会委員候補者推薦届出書(法人・団体用)(別記様式第2号)
- 8 農業委員の任期**
令和2年4月15日から
令和5年4月14日まで
- 7 選任方法**
推薦・応募の理由、年齢、性別、地域等を考慮し、津別町農業委員会委員候補者評価委員会において審査を行い、町長が議会の同意を得て任命します。
- 問い合わせ先** 〒092-0292
津別町字幸町41番地
津別町役場 産業振興課 農政係
☎76-2151(内線261)
ファックス 76-2976